

遠江国石雲院の輪住制について

遠 藤 廣 昭

はじめに

曹洞宗には住持制度の一つとして、祖跡の護持、門派の分裂防止、榮譽の配分等の理由で、派下の有力寺院による輪住制を敷く寺院が存在した。これが曹洞宗展開の原動力の一つともなっていた。中世曹洞宗の輪住制度に関しては、横関了胤氏・廣瀬良弘氏等の研究がある。¹⁾これによれば、輪住制を敷いた寺院は、横関了胤著『江戸時代洞門政要』では三ヶ寺とあり、また廣瀬良弘氏によれば、三四ヶ寺が確認できるといふ。²⁾

この内、遠江国石雲院（静岡県牧之原市坂口）が属する如仲派では、派祖如仲天闡開山の遠江国大洞院（静岡県周智郡森町橋）を始めとして、八ヶ寺が輪住制を敷き、最多数となっている。³⁾如仲派の輪住寺院は、いづれも東海地方に存在し、同派の同地方展開の拠点寺院となっているのである。

本稿では、如仲派下崇芝七派による輪住が敷かれた石雲院の輪住制度について、特に中世期を中心として考察を加えて見たい。

一 石雲院輪住の開始

石雲院は、康正元年（一四五五）に当地の土豪である葛股（勝間田）氏が、備中国洞松寺（岡山県小田郡矢掛町横谷）五世崇芝性岱（梅山聞本―如仲天聞―喜山性讚―茂林芝繁―崇芝性岱と次第）を開山として開創した寺院である。⁽⁴⁾この石雲院の輪住については、大房暁編著『龍門山石雲院の輪住』、桐田幸昭著『遠州高尾山龍門山石雲院史』⁽⁶⁾等で詳細に検討されている。ここではそれらに沿いながら、まず輪住の開始について概観しておきたい。

〔史料一〕

龍門山石雲院置文

右、石雲院住持職輪番次第之事、於「我存命時」如「申渡」、老僧終息之後、亦臘次第可「被」住者也、監終之剋、依「被」居「遠国」而及「延引」、則于「老僧」隨遂之仁、不「論」臘之前後年老若、先可「被」任「住持職」者也、仍於「寺家」修造之事於「有」之者、以「寺領之土貢五分一」、可「被」加「小破之修理」者也、若及「大破之修理」、則以「門中之品評」、可「被」用「土貢悉皆」者也、以「土貢五分一并祠堂米之余盈」、可用「仏供灯油」者也、守「我置文之堅旨」、無「怠慢」則為「老僧」勝造「立七宝塔」者也乎、堅可「守」之可「守」者也、仍遺書如件、

維時延徳三_亥歲正月廿八日

崇芝性岱_(ママ) 在判₍₇₎

この史料は、延徳三年（一四九二）正月二十八日の石雲院輪住に関する崇芝の置文である。輪住住持の次第については、「臘次第」で行うこと。崇芝臨終の時、遠国に居るため遅れる場合は、崇芝に随身している者より、「臘之前後」「年老若」を論じないで、先ず住持職に任命すること。次に石雲院の伽藍等の修造については、小破の修造は寺領の土貢の五分の一を、大破の場合は門中で衆議の上、土貢の全てを充て修造することとしている。次に、土貢の五分の一と祠堂米の余剰で

仏供灯油に用いることとしている。

〔史料二〕

遠州高尾龍門山石雲院開山宗芝和尚法嗣帳

大空玄虎藏主

賢仲繁哲藏主

界岩繁越藏主

季雲永岳藏主

真応正寅藏主

大有良栄藏主

隆溪繁紹藏主

宗芝性岱叟

延徳五年癸丑二月二十八日⁽⁸⁾

この史料は、崇芝の法嗣帳である。延徳五年（延徳は四年七月十九日改元）とあることから、史料に疑問が残るものの、この順で輪住が行われるのである。

石雲院輪住は、後に述べる輪住帳によれば、延徳三年（二四九一）崇芝が傑老斎に隠居すると、第一法嗣大空玄虎（大空派）が越前国龍澤寺（福井県あわら市御簾尾）に輪住中であつたため、第二法嗣の賢仲繁哲（賢仲派）が二月一日に開始する。しかし、半年後の同年八月一日に第三法嗣界岩繁越（界岩派）に譲り、これ以降八月一日を交代月日としている。明応元年（一四九二）八月一日には、第四法嗣季雲永岳（季雲派）が輪住する。翌明応二年（一四九三）には、第五法嗣辰応性寅（辰応派・真応正寅）と第七法嗣隆溪繁紹（隆溪派）の間で法臘に関する問答が起こり、両者は一巡り懈怠し、

第六法嗣の大有良栄（大有派・大有良宗）が輪住する。翌明応三年からは大空・賢仲・界岩・季雲・辰応・隆溪と輪住するが、大有は明応六年（一四九七）三月十日に示寂したため輪住していない。その後、懈怠の派はあったものの、永正六年（一五〇九）以降は、七派の輪住の順は守られ、元龜三年（一五七二）まで九転するのである。⁹⁾

二 石雲院輪住帳と記載方法

1 石雲院輪住帳

石雲院には輪住制を考察する史料として、『龍門山石雲院歴代前住牒』（以下、『石雲院本』と略す）が所蔵されている。この『石雲院本』は『曹洞宗宗宝調査目録解題集1 東海管区編』の石雲院の項によれば、元禄七年（一六九四）の写で、以下書き継がれたものとある。¹⁰⁾石雲院の輪住帳には、輪住住持となった七派の寺院が、輪住の折に書写し持ち帰ったものが幾つか現存している。

大空派の伊勢国広泰寺（三重県度会郡玉城町宮古）には『古前住帳』（以下、『広泰寺本』と略す）が所蔵される。これは『曹洞宗宗宝調査目録解題集1 東海管区編』¹¹⁾の広泰寺の項によれば、「石雲院前住帳を、文禄三年（一五九四）四月、駿河（静岡県）志太郡桂島の梅林院八世円洲舜光（一五九八寂）の代に九世大翁惠最（一六三四寂）が旧本通りに書写し改め置いたものを、元禄五年一〇月に広泰寺一世千巖鉄淳が再写したものである。」

武蔵国雲松院（神奈川県横浜市港北区小机町）には三冊の石雲院輪住帳が現存する。一つは、慶長九年（一六〇四）八月一日に輪住した、六世明岩宗珠（寛永八年（一六三一）一月八日寂）が書写し持ち帰った『龍門山石雲院輪番帳』（以下、『慶長本』と略す）と、元禄二年（一六八九）八月一日に輪住した、十二世別峯宗天（宝永六年（一七〇九）十二月九日寂）が書写し持ち帰った『龍門山石雲院前住牒』（以下、『元禄本』と略す）、安永八年（一七七九）八月一日に輪住し

た、十九世大繼良智（寛政元年（一七八九）二月二十七日寂）が、翌九年夏安居日に書写し持ち帰った『龍門山石雲禅院歴代前住牒』（以下、『安永本』と略す）がある。なお、この『安永本』には明治二年（一八六九）八月一日に輪住した、二十七世吟底珉龍（明治十一年（一八七八）二月十五日寂）が書写し持ち帰った輪住帳が合冊されている。

『慶長本』には文禄三年の年紀があり、『広泰寺本』と同じ石雲院輪住帳を、明岩が石雲院輪住中（慶長九年八月一日）同十年八月一日）に書写したものであることがわかる。『慶長本』は『石雲院本』や『広泰寺本』よりも書写年代が古いことから、これを底本として以降考察して見たい。

表は、輪住開始から天正二十年（永禄元年・一五九二）までの、石雲院輪住住持の門派・世代・住持名・入院年・示寂年・根拠寺院・世代等を一覧にしたものである。

『慶長本』を見ると、輪住住持が記載されていない年が二か所ある。一か所は、天正元年（一五七三）八月一日に、界岩派の良山□善が初住したことが記載されているが、それ以降、天正十一年（一五八三）一月二十日に賢仲派の円鑑宗咄が輪住するまでの「十一歳」の間、記載がない。これは、元亀三年（一五七二）十月十日に武田信玄が乱入し、石雲院の殿堂・伽藍・御影・什物等が焼失したことによる欠住である。

もう一か所は、天文二十二年（一五五三）八月一日に、天与院（所在不明）から初住した界岩派の雲室□洞（示寂年月日不詳）の次、天文の「甲寅」、つまり二十三年の住持が抜けているのである。しかし、『元禄本』には、同年に次のように記載されている。

〔史料三〕

甲寅年自八月一日初住也、

章山芳和尚

季雲派、法性寺前々

落之、輪住之証拠、当山御

朱印箱有之、

この史料によれば、「甲寅年」八月一日には、季雲派である武蔵国法性寺（埼玉県川口市里）の四世章山祖芳（示寂年月日不詳）が初住していることがわかる。『慶長本』に記載されていない輪住住持が『元禄本』に記載されるに至っているのが、石雲院の御朱印箱に章山の名が記されていたことが、その証拠となったことがわかる。

〔史料四〕

〔石雲院 治部大輔〕

- 一 任増善寺殿数通之判形旨、從三橋上左右之竹木不可截取之事
 - 一 寺領之内田畠屋敷、不可有他綺之事
 - 一 寺領百姓等於向後不可成也之被官、并他之被官寺領之内不可居住、同百姓等寺家江令無沙汰者、可令追却事
 - 一 寺領山林縦雖為上之郷并星窪方之地頭代官、不可有其綺事
 - 一 門中法度之儀、背衆評憑時之檀那奉行所江雖申出、不可許容事
- 右条々、相定領掌畢、如先規不可有相違者也、仍如件、

天文廿三

十一月晦日

治部大輔（花押）

石雲院

〔史料五〕

〔石雲院 治部大輔〕

遠江国石雲院領之事

右、今度有訴人、増分七拾俵雖令出来、門徒中被及訴訟之条、為修理料永所令寄附也、門前山林等之儀、如先規無
 自余之綺可被相計、於向後寺領内雖有競望之輩、不可許容者也、仍如件、

天文廿三

十一月晦日

治部大輔（花押）

石雲院⁽¹³⁾

〔史料六〕

就寺領檢地、御門中之諸尊老被成御在符⁽¹⁴⁾、御大方峰林寿圭大姉於奉頼、義元之御判形二通被申請者也、同此添
 狀請取渡可為嚴密者也、仍如件、

天文廿三^{甲寅}十一月晦日

保正寺

当住持祖芳（花押）

石雲禪院置⁽¹⁴⁾
 文⁽¹³⁾

この三通の史料は、いずれも天文二十三年（一五五四）十一月晦日付けである。史料四は、今川義元が石雲院に寺法を下し、その寺領を安堵したものである。史料五は、寺領檢地によつて明らかとなつた増分七〇俵を、今川義元が修理料として石雲院に永代寄進したものである。史料六は、この二通の判物は門中の尊老が寿桂尼に頼んで、今川義元から得たものである。この副状とともに嚴密に受け取り渡すべきことを章山祖芳が述べたものである。「保正寺 当住持祖芳

(花押)の「保正寺」は武蔵国法性寺のことであるが、⁽¹⁵⁾「当住持祖芳」とあるのは、祖芳は保正寺の住持ではあるが、この副状を発給した天文二十三年十一月晦日時は、石雲院輪住住持であったことを示しているのである。つまり、章山祖芳は、この二通の今川義元判物と、自らが認めた副状の取り扱いについては厳密にするよう置文したのである。

この副状から、天文二十三年には、章山祖芳が石雲院の輪住住持であったことが確認できるのである。では何故祖芳は、天文二十三年から一年間石雲院の輪住を勤めながら、輪住帳に名を記さなかったのでしょうか。あるいは後世の者が輪住帳書写の折、書き漏らしたのであるうか。

『元禄本』には、近世に入るが、元和四年(一六一八)の輪住住持名が記されていない。しかし、次のような記載がある。

〔史料七〕

元和四戊午年界巖派濟林寺宗眠

(住持名なし) 現住之時、失住物造営分致未進間、

遂放寺中永擯依過失如此円点懸也、

この史料から、元和四年には界岩派の駿河国最林寺(静岡県藤枝市下藪田)の洗岩宗珉(示寂年月日不詳)が輪住したが、什物を失却し、さらに造営分が未進であることから寺中を放逐され、過失によって永の擯罰となったことがわかる。この過失が記名を憚った理由であったものと思われるのである。

章山祖芳の場合も、寺領検地による増分に対して、門徒中より訴訟が起こされ、門中の諸尊老が在府して解決にあたるなど、輪住中の石雲院運営に混乱をまねたい責任をとって、名を記載しなかったとも考えられるのである。

2 「曆住」について

『慶長本』を見ると、次のような記載のされかたが散見される。

〔史料八〕

聖雲祝和尚 丙戌年自八月一日、初住、
客殿柱取、隆溪派、

華嚴院宗吞和尚曆住也、鎮守新造立、同二之橋建立畢、

この史料は、「丙戌年」、つまり天正十四年（一五八六）八月一日に、隆溪派で遠江国華嚴院（静岡県掛川市上土方落合）八世の聖雲文祝が輪住したことを記載したものである。これには「華嚴院宗吞和尚曆住也」とある。華嚴院宗吞は華嚴院九世の長山宗嫩（慶長十三年（一六〇八）一月十六日寂）のことである。つまり、この記載から、天正十四年には聖雲が輪住住持として輪住帳に記載されているが、実際には長山が輪住したことを示しているものと思われる。聖雲の代わりに長山が輪住したのであるから、代住ということになる。長山は客殿の柱取、鎮守の新造立、二の橋の建立を行ったのである。

〔史料九〕

長山宗嫩和尚 慶長元年丙申自八月一日、再住、
隆溪派、華嚴院、小庫裡造作也、

この史料は、長山が慶長元年（一五九六）に輪住した時の記載である。この年以前の輪住帳の記載に、長山輪住の記事がないにもかかわらず、「初住」ではなく「再住」と記されている。これを見ると、天正十四年の輪住は聖雲ではなく長山であったことが明らかになる。

聖雲の示寂は慶長十六年（一六一一）七月十四日であるので、天正十四年は示寂の二十五年前である。代住の理由は老体のためとも思われず、何れかの理由で輪住を勤められず、代わりに華嚴院九世となる長山が勤め、本来の輪住住持とな

るはずの師匠の名を記載したのであろう。

つまり、長山は実際に輪住しながらも、師である聖雲の名を輪住帳に記載したのである。

〔史料一〇〕

安石住和尚 壬辰季自八月一日、初住、
賢仲派、昌林寺、雲谷

泉祥和尚曆住、客殿新建立、一之橋建立、則冬安居興行雲衆也、

この史料は、「壬辰季」、つまり天正二十年（一五九二）八月一日に初住した、賢仲派の遠江国正林寺（静岡県菊川市高橋）五世安石光住の記載である。これにも「雲谷泉祥和尚曆住、客殿新建立、一之橋建立、則冬安居興行雲衆也」との記載がある。雲谷泉祥（元和元年（一六一五）二月五日寂）は正林寺六世である。安石は慶長十一年（一六〇六）十月二十七日の示寂であるので、輪住可能な年齢と思われるものの、雲谷が輪住し、師である安石の名を輪住帳に記載したのである。

〔史料一一〕

随翁悦和尚 己丑年自八月一日、初住、
季雲派、心源院、

大庫裡新建立、天栄達和尚曆住、

この史料は、「己丑年」、つまり天正十七年（一五八九）八月一日に初住した、季雲派の武蔵国心源院（東京都八王子市下恩方）六世随翁舜悦（寛永三年（一六二六）十月二十六日寂）の記載である。これにも「天栄達和尚曆住」とある。「天栄達和尚」は心源院七世天永琳達（元和二年（一六一六）八月十一日寂）のことである。また天永は武蔵国勝光院（東京都世田谷区桜）の開山である。

〔史料一二〕

(前略) (天正) 十七年己丑八月初一、莅遠之石雲、參玄之輩聞師進山四方雲集、充三千指、州郡道俗駢闐來謁、上堂、日日釈迦出世、時時弥勒成道、鴉鳴雀噪声声撥轉、無上法輪青松翠竹、色色露出乃祖面目、何開臭口、說玄論妙、徒勞精魂、奔東趨西、豎起扚子、曰、大衆還會麼、若會則途中受用有分、打解寶藏、不會則世諦流布不免、被乞飯錢、新龍門恁麼告報、又是鉢盂安柄畢竟如何體悉、扚一扚曰、八月暑雲飛不散、木犀樹下立秋風、僧問、如何是龍門驀過底頭角、師曰、又是痴人向夜塘、問、如何是本來人、師曰、只在此山中、雲深沒所覓、問、大難到來作麼生回避、師曰、大難大難、僧曰、臘盡東君悅、更深北帝忙、未審不遷底事又如何、師曰、蒼天蒼天、翌年庚寅、師八十又四歲、正月初告疾、留舜崇靜公看院、自悉日上堂、身是菩提樹、三道卻三德、去秋八月旦、不來而來、無所從來、今春正月望、不去而去、那有所去、恁麼恁麼、徹底去、竹密不妨流水過、山高豈礙白雲飛、卓杖下座、命駕歸牛頭、先是中山氏本室宗無居士、(後略)¹⁶⁾

この史料は、『牛頭弘宗伝』の随翁舜悅の記事である。天正十七年八月一日に石雲院に輪住していることが記されている。さらに、輪住住持を勤めていた翌十八年正月初めに病になり、武藏国宗関寺(東京都八王子市元八王子町)三世の舜崇堯静を石雲院に留め退院したというのである。

〔史料一三〕

牛頭第三世舜崇堯静禪師、野州大川氏、後移武之八王子家焉、自幼出家、礼弘国為師、国拳牛過窓櫺話示之、師工夫無間、寢食俱廢、越三年忽有省、国聞師有發明処、乃問、頭角四蹄共過了、為甚麼尾巴過不得、師曰、過了也、国曰、懶道牛甚处在、師曰、鯨吞海水盡、露出珊瑚枝、固然之、一日出舜崇二大字付之、便說偈曰、塊雨条風聖代昌、山河大地等呈祥、恩流無極億千兆、野老何知德沢長、師遂辭、至山下興定光院而居、天正九年三月、受詔莅吉嶺次、補神護、弘闡宗要、震撼四方、居之七年退、有偈曰、任脚閑遊無礙境、

清風明月有_二来由_一、冷湫湫地没蹤跡、雨到雲行自去留、後往_二遠之龍門山_一築廬以休、十八年庚寅八月三日示寂、寿六十一、坐四十八、茶毘贈_二骨石於牛頭_一、塔_二祇陀林_一、

この史料は、『牛頭弘宗伝』の舜崇堯静の記事である。これには、年紀は記されていないが、「後往_二遠之龍門山_一築廬以休、十八年庚寅八月三日示寂」とあり、天正十八年に随翁の命により石雲院に住し、同年八月三日に示寂したことがわかる。

これらの記事によれば、随翁退院の後は、舜崇がこれに代わったというのである。しかし、すでに見たように、『慶長本』には「天栄達和尚曆住」とある。

〔史料一四〕

勝光院開闢

天正元癸酉年御所七代吉良左兵衛佐従四位下源氏朝卿改竜鳳寺而号勝光院、即請天永琳達和尚令住于此為開祖、從是濟流改洞派ト、開山達和尚之法兄舜悦和尚住_一心源、日遇遠之高尾石雲請而以老病讓師補之_二石雲_一、退后為_二謝_一勞_二建_一世牌於心源_一以_二為_一七世ト、師ノ年六十一也、⁽¹⁸⁾

この史料は、「勝光院過去帳裏書」に所収される武蔵国勝光院開山天永琳達の記事である。天永の法兄である舜悦が石雲院の輪住に請ぜられるが、老病のため天永に譲り、天永は石雲院へ輪住したとある。この記事は輪住帳と合致する。

『牛頭弘宗伝』では随翁が病で退院したのちは、舜崇が留まり残りの期間の輪住を勤めたとあるが、『慶長本』の通り天永が代住したのである。「勝光院過去帳裏書」の記載はそれを裏付けるものとなる。

三 石雲院輪住持の任命方法

一年交代で行われた石雲院の輪住住持は、どのように任命されたのであろうか。住持任命方法について次に見ておきたい。

〔史料一五〕

「是ハ輪住請状之文也」

龍門山石雲禪院 住持職之事

從來甲辰 八朔御貴寺江相当、輪次之間、任先例法、急度可有御入院者也、至祝至禱、恐惶敬白、

慶長癸卯年南呂廿七日 名判

進上 寺号 衣鉢閣下⁽¹⁹⁾

この史料は、慶長九年（一六〇四）八月一日に、石雲院の輪住を勤めた雲松院六世明岩宗珠が、慶長十年（一六〇五）に記した『指南帳』⁽²⁰⁾に所収されている「石雲院輪住請状」である。この指南帳の最後の一条に「一乱後失却成乎、五派之尊宿当山江集会之砌、各衆評ヲ以調之畢」とある。すなわち、この指南帳は、元龜三年（一五七二）の武田信玄による石雲院乱入の後、失われていたものを、明岩宗珠代に石雲院五派の尊宿が集まり、衆評をもって調え置いたものであることがわかる。

この請状は案文であるが、慶長八年（一六〇三）十月二十七日に、石雲院住持から次の輪住にあたる寺院に、「來甲辰八朔」つまり翌九年八月一日に輪住するよう伝達するものとなっている。輪住住持は、石雲院現住からの請状によって任命されたことがわかる。請状は輪住の前年に発給されたことになる。

〔史料一六〕

龍門山石雲院住持職之事

從來己巳八朔、御貴寺江相当輪次之間、任先例法、急度可有御入院者也、至祝至禱、恐惶敬白、

寛永五戊辰南呂廿七日

石雲院長眠 印

進上 天応院 衣鉢閣⁽²¹⁾下

この史料は、寛永五年（一六二八）十月二十七日に、石雲院現住の玉山長眠（正保三年（一六四六）十一月二日寂）が、翌年の「己巳」の輪住に当たる相模国天応院（神奈川県相模原市下溝）に対して発給した請状である。『元禄本』によれば、翌年「己巳八朔」には、天応院九世の隆室長育（慶安三年（一六五〇）十一月一日寂）が石雲院輪住を勤めている。

〔史料一七〕

龍門山石雲禪院住持職之事、從來癸亥八朔貴寺江相当、輪次之間、任先例急度可有御入院者也、至祝至禱、恐惶敬白、

天和二壬戌年

石雲院現住

十月念七日

長頓

判

進上円成禪寺

衣鉢閣⁽²²⁾下

この史料は、天和二年（一六八二）十月二十七日に、石雲院現住の圓輪長頓（正徳元年（一七一）九月六日寂）が、翌年「癸亥」の年に輪住に当たる遠江国円成寺（静岡県牧之原市細江）に対して発給した請状である。『元禄本』によれば、「癸亥」八月一日には、円成寺十一世栄山外秀（貞享三年（一六八六）一月八日寂）が石雲院輪住を勤めている。

この史料一六・七から、実際に発給された石雲院輪住請状は、史料一五の案文とほぼ同様な形式であることがわかる。石雲院現住は、十月二十七日付けで翌年の輪住に当たる寺院へ請状を発給しているのである。近世の輪住住持の任命は、

請状により行われたことがわかる。

ここに上げた史料は、いずれも近世の請状である。石雲院輪住は、延徳三年から石雲院七派の派頭寺院により行われた。その住持任命には、これまで見てきたような請状により行われたものと思われるのであるが、管見の限りでは、史料一六の寛永五年十月二十七日の天応院宛の請状が最も古く、中世に遡る請状は見出せないのである。これは、東海地方に展開を遂げた如仲派寺院で、輪住制を敷いた遠江国大洞院や、三河国龍溪院（愛知県岡崎市桑原町）でも同様で、近世の請状は現存するものの、中世の請状は管見の限りでは確認できないのである。⁽²³⁾

如仲派の他に輪住制を敷いた寺院に、通幻派下庵派の相模国最乗寺（神奈川県南足柄市関本）がある。最乗寺は了庵派下十六派により一年交代で輪住が行われたが、輪住住持任命に当たっては、二年前に「内書」を、一年前に「請状」を發給し、「請状」を受けた寺院は「返書」をもってこれに応えるという方法をとっていた。⁽²⁴⁾ 実際に中世の年紀を持つ「最乗寺輪住請状」も輪住に当たった寺院に現存しているのである。⁽²⁵⁾

こうして見ると、輪住住持任命が請状をもって行われるようになるのは、石雲院の場合、近世に入ってからということになるのである。石雲院の場合七派の派頭寺院による輪住であるので、最乗寺のように十六派、つまり一巡するのに十六年という長い年月がかかる場合とは異なるので、わざわざ請状でもって輪住年を伝えなくとも支障がなかったものとも考えられる。このことが中世の年紀を持つ請状が現存しない、つまり中世期の輪住住持任命には請状のような文書が使われなかった理由とも考えられるのである。

先に見た、雲松院六世明岩宗珠代の慶長十年（一六〇五）に、石雲院五派尊宿の衆評によって作成された指南帳には、請状の案文の次に、「一、請状錢者一貫式百文、但清錢也、二百文者伴僧也」とある。これから、請状の發給を受けるには一貫二〇〇文が必要であったことがわかる。近世においては、これも収入源の一つとして重要であったであろうから、他派の例に倣い請状の發給を始めたものと思われる。

結びにかえて

以上、中世期を中心に、「石雲院の輪住制について、基本史料となる輪住帳の欠住部分、「暦住」の意味、さらに輪住住持の任命方法等を中心に考察した。

欠住部分を考察すると、中世期一例ではあるものの、輪住時に石雲院の維持経営混乱の責任をとり、名を記さなかったと思われる事例が確認できた。今回は検討できなかったが、一年という短期の輪住期間において、住持がどのような役割・責任を負ったのか、検討する必要がある。

また、「暦住」という記載は、聖雲・安石・随翁の輪住時に見られるのみであるが、いずれもその弟子が代って輪住し、師の名を記していることから、代住と同様な意味であったことが確認できた。しかし、この三名の内、聖雲・安石は示寂年から考えると、いずれも輪住を果たせない年齢ではないことから、代住の理由は明らかではない。

輪住住持の任命方法であるが、近世においては、輪住に当たる前年に請状により任命するが、中世において請状の発給が確認できないことから、どの様な方法がとられたのかについては、今後検討の余地がある。

(表) 石雲院輪住住持一覧

門派	世代(輪住)	住持名	入院年	示寂年月日	根拠寺院・世代	備考
賢仲	1世	賢仲繁哲	延徳3	永正9・6・24	駿河林叟院・2世	御初住、
界岩	2世	界岩繁越	延徳3	永正7・4・27	駿河梅林寺・2世	

賢仲	辰応	季雲	界岩	大空		大空	隆溪	辰応	季雲	界岩	賢仲	大空	大有	季雲
16世	15世	14世	13世	12世		11世	10世	9世	8世	7世	6世	5世	4世	3世
賢仲繁哲	辰応性寅	季雲永岳	界岩繁越	大空玄虎		大空玄虎	隆溪繁紹	辰応性寅	季雲永岳	界岩繁越	賢仲繁哲	大空玄虎	大有良栄	季雲永岳
永正2	永正元	文亀3	文亀2	文亀元		明応9	明応8	明応7	明応6	明応5	明応4	明応3	明応2	明応元
永正9・6・24	永正8・9・11	大永6・2・15	永正7・4・27	永正2・7・23		永正2・7・23	永正元・8・7	永正8・9・11	大永6・2・15	永正7・4・27	永正9・6・24	永正2・7・23	明応6・3・10	大永6・2・15
駿河林叟院・2世	駿河増善寺・2世	遠江円成寺・2世	駿河梅林寺・2世	伊勢浄眼寺・開山		伊勢浄眼寺・開山	遠江華巖院・2世	駿河増善寺・2世	遠江円成寺・2世	駿河梅林寺・2世	駿河林叟院・2世	伊勢浄眼寺・開山	下野元性院・開山	遠江円成寺・2世
亦再々住也、	派懈怠也、 再住、同年八月七日隆溪遷化、明丑年七月廿三日大空遷化、大空・大有・隆溪三	再々御住也、	再々御住也、	再々御住也、		尚大洞院御住中也、 庚申歳自八月正日再住、文亀元年辛酉正月八日炎焼、為造営三年御住也、賢仲和	八月廿五日大地震、	再住、午年三月十日大有和尚御遷化、	御遷化也、 御再住、明応五丙辰十月廿七日開山和尚	御再住、	御再住、	御再住、	御再住、	依辰応臘次問答一巡ラ懈怠、

大空	大有	隆溪	辰応	季雲	界岩	賢仲	大空	隆溪	辰応	大有	季雲	界岩	賢仲	大空	辰応	季雲	界岩
34世	33世	32世	31世	30世	29世	28世	27世	26世	25世	24世	23世	22世	21世	20世	19世	18世	17世
先照怡旭	華翁禪春	無号竜哉	居廓玄宋	天叟順孝	止雲宗泊	兆山岱朕	物先令応	虚庵元充	明巖志宣	華翁禪春	碧潭宗清	華中宗舜	賢仲繁哲	東木長樹	辰応性寅	季雲永岳	和僧良穆
大永3	大永2	大永元	永正17	永正16	永正15	永正14	永正13	永正12	永正10	永正11	永正9	永正8	永正7	永正6	永正5	永正4	永正3
享祿4・5・24	大永6・2・2	享祿3・7・11	天文11・6・12	享祿5・7・17	不詳	享祿2・8・28	大永6・7・14	享祿5・3・14	永正12・4・11	大永6・2・2	天文3・6・27	永正12・3・10	永正9・6・24	永正8・10・8	永正8・9・11	大永6・2・15	永正6・8・25
越前竜雲寺・3世	下野元性院・2世	遠江華嚴院・3世	駿河増善寺・3世	相模天応院・2世	駿河西方寺・開山	駿河林叟院・3世	伊勢浄眼寺・2世	伊豆修禪寺・2世	武蔵浄牧院・4世	下野元性院・2世	遠江円成寺・3世	駿河常楽院・開山	駿河林叟院・2世	越前竜雲寺・2世	駿河増善寺・2世	遠江円成寺・2世	駿河梅林寺・3世
	再住、			佐野天応院、					亥年四月十一日遷化、	有十七季大有派拜塔位牌位次不同、	同申季六月廿四日賢仲遷化、		再々住、未季界岩遷化四月廿七日、		再住、大有・隆溪二派懈怠也、	亦再々御住也、	

辰 辰	季 雲	界 岩	賢 仲	大 空	隆 溪	大 有	辰 辰	季 雲	界 岩	賢 仲	大 空	大 有	隆 溪	辰 辰	季 雲	界 岩	賢 仲
52 世	51 世	50 世	49 世	48 世	47 世	46 世	45 世	44 世	43 世	42 世	41 世	40 世	39 世	38 世	37 世	36 世	35 世
玉翁 □虎	傑山 道逸	靈屋 契鑑	六山 祖藝	明仲 融文	錦山 契山	乾通 周元	堯天 □舜	天性 宗健	黄天 □玄	虚雲 慧篁	日山 向白	乾通 周元	虎庵 元充	僊林 慧椿	震龍 景春	乾翁 祖良	大樹 宗光
天文 10	天文 9	天文 8	天文 7	天文 6	天文 5	天文 4	天文 3	天文 2	天文 元	享祿 4	享祿 3	享祿 2	享祿 元	大永 7	大永 6	大永 5	大永 4
不詳	永祿 8・5・8	永祿 4・4・8	天文 23・5・5	不詳	天文 17・4・29	天文 9・3・3	不詳	不詳	不詳	天文 23・11・23	不詳	天文 9・3・7	享祿 5・3・14	弘治 元・12・21	天文 8・12・2	天文 6・7・13	天文 19・12・2
東陽院	武藏心源院・3世	駿河梅林院・5世	駿河洞雲寺・2世	越前福聚寺・3世	遠江華嚴院・4世	下野元性院・3世	尾張	武藏長慶寺・開山	駿河西方寺・2世	駿河大永寺・2世	伊勢薬師寺	下野元性院・3世	伊豆長源寺・開山	駿河増善寺・4世	武藏法性寺・2世	駿河常樂院・2世	遠江正林寺・開山
						再住、							再住、				

賢仲	大空	隆溪	大有	辰応	季雲	界岩	賢仲	大空	隆溪	大有	辰応	季雲	界岩	賢仲	大空	隆溪	大有
70世	69世	68世	67世	66世	65世	64世	63世	62世	61世	60世	59世	58世	57世	56世	55世	54世	53世
信屋聚哉	茂庵大圃	円之春徳	能室善藝	直指□禪	章山祖芳	雲室□洞	信通性受	中谷周細	南耕舜啓	能室善藝	桃谷義見	玉岑宗彝	報室周恩	琴峯寿泉	陰溪樹桃	照外慶暎	能室善藝
永禄2	永禄元	弘治3	弘治2	弘治元	天文23	天文22	天文21	天文20	天文19	天文18	天文17	天文16	天文15	天文14	天文13	天文12	天文11
元亀4・1・18	永禄11・6・8	永禄3・7・5	弘治3・4・10	不詳	不詳	不詳	永禄5・8・12	天文7・3・27	天正18・12・18	弘治3・4・10	天文20・4・17	享禄3・4・9	弘治3・5・24	天正10・5・16	不詳	天文13・11・26	弘治3・4・10
駿河洞雲寺・3世	伊勢浄眼寺・5世	伊豆長源寺・3世	下野元性院・4世	遠江玖遠寺・前住	武蔵法性寺・4世	天与院	駿河林叟院・4世	紀伊最勝寺	遠江華嚴院・5世	下野元性院・4世	武蔵浄牧院・5世	遠江円成寺・4世	駿河常楽院・3世	遠江正林寺・2世	伊勢浄眼寺・4世	伊豆修禪寺・3世	下野元性院・4世
		再々住、			(『元禄本』より記載)		(持転性受)	(中(仲)谷周細は広泰寺3世)		再住、							

界岩	賢仲	界岩	賢仲	隆溪	界岩	辰応	季雲	界岩	賢仲	大空	隆溪	大有	辰応	季雲	界岩
86世	85世	84世	83世	82世	81世	80世	79世	78世	77世	76世	75世	74世	73世	72世	71世
歙室長怡	圓鑑宋咄	良山□善	大琳法慶	日進祖益	来天瑛從	蘭室宗佐	靈因祖源	月洲秀隣	密州昌察	徳翁祖隣	一枝順易	少岩禪林	吉巖□琢	天用永龍	来天瑛從
天正11	天正11	天正元	元亀3	元亀2	元亀元	永禄12	永禄11	永禄10	永禄9	永禄8	永禄7	永禄6	永禄5	永禄4	永禄3
文禄3・6・3	天正17・11・26	不詳	天正8・4・18	天正10・8・17	元亀元・9・1	天正19・2・16	天正14・5・17	永禄12・11・18	元和2・8・4	天正11・8・29	天正6・4・26	永禄9・10・28	不詳	天正2・9・16	元亀元・9・1
駿河最林寺・3世	駿河林叟院・6世	駿河西方寺	駿河信香院・2世	伊豆修禪寺・6世	駿河万松寺・7世	駿河増善寺・7世	香勝寺	駿河常樂院・4世	遠江龍眠寺・4世	紀伊最勝寺	遠江華嚴院・6世	下野元性院・5世	駿河東源寺・前住	遠江円成寺・5世	駿河万松院・2世
則癸未年從霜月当山仁住、	屋建立、賢仲派天地庵宗咄叟、	信玄依乱入、自癸酉年到癸未十一歳断絶也、從癸未正月廿日当山草開、則客殿草	御影・什物等尽焼却畢、	十月十日、武田信玄就乱入、殿堂・伽藍・	再住、大有派懈怠、午之九月遷化、	二月炎焼也、	(靈因は文殊寺5世)			(徳翁は広泰寺5世)					

季雲	87世	大慶間心	天正12	文禄2・9・29	武藏無量寿寺	小庫裡新建立也、(大溪間雄)
辰心	88世	法山宥範	天正13	天正20・6・7	武藏浄牧院・7世	衆寮於新建立之也、
隆溪	89世	聖雲文祝	天正14	慶長16・7・14	遠江華嚴院・8世	客殿柱取 華嚴院宗吞和尚曆住也、鎮守 新造立、同一之橋建立畢、
賢仲	90世	兆屋寿慶	天正15	慶長8・2・17	遠江医王寺・4世	客殿上取 ^二 同具 ^一 也、
界岩	91世	解庵春慧	天正16	天正19・3・18	駿河興源寺・3世	客殿諸同具取之
季雲	92世	随翁舜悦	天正17	寛永3・10・26	武藏心源院・6世	大庫裡新建立、天栄達和尚曆住也、
辰心	93世	蘭室宗佐	天正18	天正19・2・6	駿河増善寺・7世	再住、
隆溪	94世	長洲全益	天正19	文禄3・2・29	伊豆長源寺・5世	
賢仲	95世	安石光住	天正20	慶長11・10・27	遠江正林寺・5世	雲谷泉祥和尚曆住、客殿新建立之、一之 橋建立、則冬安居興行雲衆也、

※『慶長本』により作成。ただし天正二十年まで。住持名・示寂年・根拠寺院の世代は大房暁編著『龍門山石雲院の輪住』、桐田幸昭著『遠州高尾山龍門山石雲院史』等によったが、一部修正・加筆した。備考欄の()内以外の記事は、『慶長本』による。

註

(1) 横関了胤氏『江戸時代洞門政要』、廣瀬良弘氏「瑩山禪師に始まる曹洞宗輪住について」(『宗学研究』一六号、昭和四九年)、「中

世林下禪林の住持方法―能登永光寺輪住制の成立と展開―(『史学論集』六号、駒沢大学大学院史学会、昭和五十一年)、「地方禪林の住持制度に関する一考察―遠江大洞院の輪住制―」(『曹洞宗研究員研究生研究紀要』一一号、昭和五十四年)、「禪宗の教団運営と輪住制―加賀仏陀寺・越前竜沢寺の場合―」(今枝愛真編『禪宗の諸問題』雄山閣、昭和五十四年)などがある。

(2) 横関了胤著『江戸時代洞門政要』(東洋書院、昭和五十二年)、一四三頁。「地方禪林の住持制度に関する一考察―遠江大洞院の輪住制―」(『曹洞宗研究員研究生研究紀要』一一号、昭和五十四年、二六九頁)。

(3) 「地方禪林の住持制度に関する一考察―遠江大洞院の輪住制―」(『曹洞宗研究員研究生研究紀要』一一号、昭和五十四年、二六九頁)。

(4) 中嶋仁道著『曹洞宗教団の形成とその発展』(曹洞宗大本山總持寺出版部、昭和六十一年)、五四頁。

(5) 大房晚編著『龍門山石雲院の輪住』(久遠山成道寺、昭和三十六年)。

(6) 桐谷幸谷著『遠州高尾山龍門山石雲院史』(桐谷幸谷、昭和五十五年)。

(7) 「竜門山石雲院置文」(『静岡県史』資料編7、中世三、静岡県、平成六年、五八頁)。

(8) 桐谷幸谷著『遠州高尾山龍門山石雲院史』(桐谷幸谷、昭和五十五年)、八〇頁。

(9) 同右、七七頁。

(10) 『曹洞宗宗宝調査目録解題集 1 東海管区編』(曹洞宗宗務庁、平成三年)、一一二頁。

(11) 同右、二〇五頁。

(12) 「今川義元判物」(『静岡県史』資料編7、中世三、静岡県、平成六年、八一七頁)。

(13) 同右、八一八頁。

(14) 「祖芳副状」(同右、同頁)。

(15) 『新編武蔵風土記稿』には、「法性寺 曹洞宗、遠江国榛原郡高尾村石雲院末、玉龍山と号す、寺領十石の御朱印は天正十九年に賜

ふ、此時までは寺号を保正と書しが、御朱印に法性寺と記せしより、文字を改めしと云」とある(『新編武蔵風土記稿』第七巻、雄山閣、平成八年、二二七頁)。

(16) 「牛頭弘宗伝」(『曹洞宗全書 拾遺』、仏教社、昭和十三年、二四八頁)。

(17) 同右、二五二頁。

(18) 「勝光院過去帳裏書」(『勝光院 文化財総合調査報告』、世田谷区教育委員会、平成四年、二八五頁)。

- (19) 「指南帳」(雲松院所藏文書)。
- (20) 同右。
- (21) 桐谷幸谷著『遠州高尾山龍門山石雲院史』(桐谷幸谷、昭和五五年)、一六六頁。なお、読み下し文を改めた。
- (22) 「石雲院輪住請状」(雲松院所藏文書)。
- (23) 「大洞院輪住請状」は管見の限りでは、明暦二年(一六五六)九月七日、大洞院現住龍頓が最福寺(静岡県掛川市幡鎌)に宛てたものが最も古いものである。「龍溪院輪住請状」は管見の限りでは、慶長十四年(一六〇九)二月一日、龍溪院文舒が慈廣寺(愛知県新城市中宇利大幡)に宛てたものが最古である。
- (24) 拙稿「最乗寺蔵「最乗禪寺輪重牒」について」(『宗学研究』第三二号、平成元年、一九五頁)。
- (25) 同右、同頁。